

令和 2 年度

糸島市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

糸島市監査委員

3 糸 監 第 6 0 号  
令和3年8月20日

糸島市長 月形 祐二 様

糸島市監査委員 井久保 道信  
同 徳安 達成

令和2年度糸島市健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、審査しましたので別紙のとおり意見を提出します。

## 目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の着眼点と実施内容	2
第3	審査の実施場所及び期間	2
1	実施場所	2
2	実施期間	2
第4	審査の結果	2
第5	健全化判断比率等の状況	2
1	健全化判断比率	2
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	5
(3)	実質公債費比率	6
(4)	将来負担比率	8
2	資金不足比率	9
(1)	法適用企業	10
(2)	法非適用企業	11

## 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### 第1 審査の対象

令和2年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 【参考】健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	資金不足比率			
		介護保険事業特別会計				
		後期高齢者医療特別会計				
	公営企業会計	公営企業法適用企業		水道事業会計		
		公営企業法非適用企業		下水道事業会計		
	渡船事業特別会計					
一部事務組合・広域連合	福岡県自治振興組合					
	福岡県市町村職員退職手当組合					
	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合					
	福岡地区水道企業団					
	福岡都市圏広域行政事業組合					
	福岡県後期高齢者医療広域連合					
地方公社・第三セクター等	糸島市土地開発公社					

※資金不足比率は、会計ごとに算定する。

※財産区特別会計は、比率の対象外である。

## 第2 審査の着眼点と実施内容

審査に当たっては糸島市監査基準に準拠し、健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか、合規性及び正確性を着眼点とし、確認、照合、関係職員への質問等の実施により審査した。

## 第3 審査の実施場所及び期間

### 1 実施場所

監査室

### 2 実施期間

令和3年8月2日から令和3年8月4日まで

## 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であるものと認められた。

## 第5 健全化判断比率等の状況

### 1 健全化判断比率

本市の令和2年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び連結実質赤字を生じていないため比率がない。実質公債費比率は6.7%、将来負担比率は発生しない。

全ての比率で、早期健全化基準を下回っている。

(単位：%)

区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	12.45	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	17.45	30.00
実質公債費比率	6.7	6.5	5.5	25.0	35.0
将来負担比率	—	—	10.0	350.0	

※実質赤字・連結実質赤字は生じておらず比率は算定されないため、「—」と表記した。

※令和2年度及び元年度の将来負担比率は発生しないため、「—」と表記した。

## 【参考】健全化判断比率の概要

### (1) 実質赤字比率

一般会計等（本市において対象となる会計は、一般会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計である。以下同じ。）を対象とした実質赤字の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する比率である。福祉、教育、まちづくりなど一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示している。

〈算出式〉

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### (2) 連結実質赤字比率

公営事業を含めた全会計（本市において対象となる会計は、財産区特別会計を除いた8の会計である。）を対象とした実質赤字及び資金不足の標準財政規模に対する比率である。全ての会計の赤字や黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示している。

〈算出式〉

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### (3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示している。なお、比率は単年度ごとに算定し、当該年度の前3か年の平均値を使用する。

〈算出式〉

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

### (4) 将来負担比率

公事に係るものを含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等について現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示している。

〈算出式〉

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(1) 実質赤字比率

令和2年度決算における一般会計等の実質収支額は黒字であり、実質赤字比率はない。

なお、実質黒字の程度（比率として算定される値）は、次のとおりである。

(単位：%)

区分	令和2年度	令和元年度	対前年増減値
比率 A/B	△4.21	△3.92	△0.29 ㊦

※実質黒字であるため、比率の算定値は「△」と負の値で表記した。

ア 会計別の実質収支

各会計の実質収支額は、次のとおりである。実質収支額の合計は864,573千円で、前年度と比較して74,301千円増加している。

(単位：千円・%)

区分		令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
一般会計等	一般会計	850,198	787,798	62,400	7.9
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	14,375	2,474	11,901	481.0
合計（実質収支額 A）		864,573	790,272	74,301	9.4

イ 標準財政規模

標準財政規模の内訳は、次のとおりである。前年度と比較して408,292千円増加し、規模は拡大している。これは、標準税収入額等の増によるものである。

(単位：千円・%)

区分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
標準税収入額等	12,800,821	12,018,165	782,656	6.5
普通交付税額	6,827,467	7,220,946	△393,479	△5.4
臨時財政対策債発行可能額	900,594	881,479	19,115	2.2
合計（標準財政規模 B）	20,528,882	20,120,590	408,292	2.0

【参考】標準財政規模について

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すものである。標準税収入額等に普通交付税を加算した額で、臨時財政対策債の発行可能額も算入される。

すなわち、市が通常水準の行政サービスを提供する上で必要とされる一般財源の目安となる数値で、市税や地方交付税など市の裁量により使用することができる金額を表している。

(2) 連結実質赤字比率

令和2年度決算における連結実質収支額は黒字であり、連結実質赤字比率はない。  
 なお、連結実質黒字の程度（比率として算定される値）は、次のとおりである。

(単位：%)

区分	令和2年度	令和元年度	対前年増減値
比率 (A+B)/C	△28.74	△28.35	△0.39ポイント

※実質連結黒字であるため、比率の算定値は「△」と負の値で表記した。

ア 会計別の実質収支額・資金剰余額

各会計の実質収支額・資金剰余額の状況は、次のとおりである。

(単位：千円・%)

会計名		実質収支額			
		令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
一般会計等	一般会計	850,198	787,798	62,400	7.9
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	14,375	2,474	11,901	481.0
一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	174,428	372,416	△197,988	△53.2
	介護保険事業特別会計	776,532	531,382	245,150	46.1
	後期高齢者医療特別会計	37,073	35,804	1,269	3.5
小計 A		1,852,606	1,729,874	122,732	7.1

会計名		資金剰余額			
		令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
法適用企業	水道事業会計	2,204,076	2,163,006	41,070	1.9
	下水道事業会計	1,844,636	1,812,911	31,725	1.7
法非適用企業	渡船事業特別会計	1	1	0	0.0
小計 B		4,048,713	3,975,918	72,795	1.8

合計 A+B		5,901,319	5,705,792	195,527	3.4
標準財政規模 C		20,528,882	20,120,590	408,292	2.0



(3) 実質公債費比率

令和2年度決算における実質公債費比率は、次のとおりである。

実質公債費比率は6.7%で、前年度と比較して0.2ポイント上昇している。これは、平成29年度の単年度実質公債費比率が、3か年平均の比率に算入されなくなったことによるものである。

(単位：%)

区分	令和2年度	令和元年度	対前年増減値
実質公債費比率【3か年平均】 (A+B-C-D) / (E-D)	6.7	6.5	0.2 ㊦

ア 算定の基礎数値・単年度実質公債費比率

実質公債費比率の算定の基礎となる数値及び単年度の比率については、次のとおりである。

(単位：千円・%)

区分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
元利償還金	A	2,984,701	3,113,496	2,950,263
準元利償還金	B	674,364	848,810	877,228
特定財源	C	28,525	28,505	22,711
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	D	2,481,369	2,608,579	2,703,886
標準財政規模	E	20,528,882	20,120,590	20,078,979
実質公債費比率【単年度】		6.36748	7.56750	6.33605

イ 元利償還金・準元利償還金

元利償還金・準元利償還金の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円・%)

区分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
元利償還金	2,984,701	3,113,496	△128,795	△4.1
準元利償還金	674,364	848,810	△174,446	△20.6
水道事業会計	43,809	46,687	△2,878	△6.2
下水道事業会計	598,661	771,161	△172,500	△22.4
渡船事業特別会計	14,409	8,222	6,187	75.2
一部事務組合等	1,188	1,429	△241	△16.9
公債費に準ずる債務負担行為額	16,297	21,311	△5,014	△23.5
一時借入金の利子	0	0	0	—
合計	3,659,065	3,962,306	△303,241	△7.7

ウ 特定財源

特定財源の内訳は、次のとおりである。

なお、「その他」については、全額が前年同様に、「消防・救急無線デジタル化事業助成金」である。

(単位：千円・%)

区分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
国や県からの利子補給	590	1,301	△711	△54.7
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	0	0	0	—
公営住宅使用料	17,012	16,360	652	4.0
その他	10,923	10,844	79	0.7
合計	28,525	28,505	20	0.1

エ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の内訳については、次のとおりである。

(単位：千円・%)

区分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	846,179	944,332	△98,153	△10.4
災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,586,793	1,613,790	△26,997	△1.7
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金・準元利償還金	48,397	50,457	△2,060	△4.1
合計	2,481,369	2,608,579	△127,210	△4.9

(4) 将来負担比率

令和2年度決算における将来負担比率は、発生していない。これは、将来負担額に対する充当可能な財源の額が上回ったことによるものである。

なお、将来負担比率として算定される値は、次のとおりである。算出値は△15.8%で、前年度と比較して13.1ポイント改善している。

(単位：%)

区分	令和2年度	令和元年度	対前年増減値
将来負担比率 (A-B)/(C-D)	△15.8	△2.7	△13.1ポイント

※将来負担比率は発生しないため、比率の算定値は「△」と負の値で表記した。

ア 算定の基礎数値

将来負担比率の算定の基礎となる数値については、次のとおりである。

(単位：千円・%)

区分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
将来負担額 A	39,014,745	40,562,235	△1,547,490	△3.8
充当可能な財源 (基金・特定歳入等) B	41,877,862	41,047,286	830,576	2.0
計 (A-B)	△2,863,117	△485,051	△2,378,066	490.3
標準財政規模 C	20,528,882	20,120,590	408,292	2.0
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 D	2,481,369	2,608,579	△127,210	△4.9
計 (C-D)	18,047,513	17,512,011	535,502	3.1

イ 将来負担額

将来負担額の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円・%)

区分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
地方債の現在高	27,888,635	28,152,458	△263,823	△0.9
債務負担行為に基づく支出予定額	49,469	64,317	△14,848	△23.1
公営企業債等繰入見込額	7,899,568	9,025,268	△1,125,700	△12.5
組合等負担見込額	0	0	0	—
退職手当負担見込額	3,177,073	3,320,192	△143,119	△4.3
合計	39,014,745	40,562,235	△1,547,490	△3.8

ウ 充当可能な財源

充当可能な財源の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円・%)

区分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
充当可能基金	13,380,893	12,002,955	1,377,938	11.5
充当可能特定歳入	137,120	164,934	△27,814	△16.9
基準財政需要額算入見込額	28,359,849	28,879,397	△519,548	△1.8
合計	41,877,862	41,047,286	830,576	2.0

## 2 資金不足比率

令和2年度決算における資金不足比率の状況は、次のとおりである。

全ての会計で資金不足額を生じていないため、比率がなく、経営健全化基準を下回っている。

資金不足比率の算定対象は、地方公営企業法の規定の全部または一部を適用する事業及び地方財政法施行令第46条に規定される事業である。本市において算定対象となる会計は、地方公営企業法の適用会計では水道事業会計及び下水道事業会計であり、法非適用企業では渡船事業特別会計である。

(単位：%)

区分	令和2年度	令和元年度	対前年増減値	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	
渡船事業特別会計	—	—	—	

※資金不足額は生じておらず、比率は算定されないため「—」と表記した。

### 【参考】資金不足比率の概要

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額（資金収支の累積不足額）の事業の規模に対する比率である。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示している。

なお、経営健全化基準とは、早期健全化基準に相当する基準である。

〈算出式〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

#### ※資金の不足額

〈法適用企業〉 = (控除後流動負債 A + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 B - 控除後流動資産 C) - 解消可能資金不足額 D

〈法非適用企業〉 = (繰上充用額 A + 支払繰延額・事業繰越額 B + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 C) - 解消可能資金不足額 D

#### ※事業の規模

〈法適用企業〉 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

〈法非適用企業〉 = 営業収益に相当する額 - 受託工事収益に相当する額

※解消可能資金不足額については、資金不足が生じた場合に算定される。

(1) 法適用企業

ア 水道事業会計

水道事業会計では資金不足は生じていない。算定の基礎となる数値は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和元年度	増減額
流動負債	592,663	497,562	95,101
控除企業債等	288,805	283,212	5,593
控除引当金等	0	0	0
控除後流動負債 A	303,858	214,350	89,508
建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 B	0	0	0
流動資産	2,507,934	2,377,356	130,578
控除引当金等	0	0	0
控除後流動資産 C	2,507,934	2,377,356	130,578
解消可能資金不足額 D			
資金不足額	△2,204,076	△2,163,006	△41,070
事業規模	1,451,043	1,407,218	43,825

イ 下水道事業会計

下水道事業会計では資金不足は生じていない。算定の基礎となる数値は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和元年度	増減額
流動負債	1,185,148	1,277,583	△92,435
控除企業債等	1,040,826	1,080,420	△39,594
控除引当金等	0	0	0
控除後流動負債 A	144,322	197,163	△52,841
建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 B	0	0	0
流動資産	1,988,958	2,010,074	△21,116
控除引当金等	0	0	0
控除後流動資産 C	1,988,958	2,010,074	△21,116
解消可能資金不足額 D			
資金不足額	△1,844,636	△1,812,911	△31,725
事業規模	1,188,699	1,155,149	33,550

(2) 法非適用企業

ア 渡船事業特別会計

渡船事業特別会計では資金不足は生じていない。算定の基礎となる数値は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和元年度	増減額
繰上充用額 A	0	0	0
支払繰延額・事業繰越額 B	0	0	0
建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 C	0	0	0
解消可能資金不足額 D			
資金不足額(歳出総額－歳入総額)	△1	△1	0
歳入総額	116,416	81,965	34,451
歳出総額	116,415	81,964	34,451
事業規模	11,551	15,836	△4,285